

2021年4月23日

各位

東京都渋谷区東三丁目22番14号  
株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島啓修

**日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751）による買収防衛策の発動としての新株予約権無償割当ての差止め仮処分<sup>1</sup>の認可決定に対する同社の保全抗告の申立てを認めず、差止め仮処分<sup>1</sup>の認可決定を維持する東京高等裁判所の決定に関するお知らせ**

株式会社シティインデックスイレブンスは、2021年3月24日付けで（以下、日付は2021年のものです。）、日本アジアグループ株式会社（以下「日本アジア」といいます。）を相手方として、同社取締役会が3月22日に決定した買収防衛策の発動としての新株予約権無償割当て（以下「本件新株予約権無償割当て」といいます。）を差し止めるための仮処分命令申立てを行い、東京地方裁判所は、4月2日、本件新株予約権無償割当てを差し止める旨の決定（以下「差止め決定」といいます。）を発令しました。これに対し、日本アジアは差止め決定を不服として異議申立てを行いました。同月7日、東京地方裁判所は、日本アジアの異議申立てを認めず、差止め決定を認可する決定（以下「差止め認可決定」といいます。）を下しました。

更に、日本アジアは差止め認可決定を不服として、保全抗告の申立てを行いました。本日、東京高等裁判所は、日本アジアの保全抗告を認めず、差止め認可決定を維持する旨の決定を下しましたので、お知らせいたします。

以上